

私たちにできることは—東日本大震災から2年

大震災発生から2年が経過しようとしています。被災地の本格的な復興には、まだまだ多くの時間と労力を必要としています。

宮城県名取市へ派遣している職員によると、「被災地では、今も多くの人が仮設住宅で不自由な生活を余儀なくされており、必ずしも順調に復興が進んでいくとはいえません。一日も早く、もとのような暮らしを取り戻せるよう、土地区画整理や集団移転などの事業を進めるよう努めている」という状況です。震災発生から2年を迎える日、復興への支援や防災への備えなど、私たちにできることを今一度考えてみませんか。

宮城県名取市のまちなみの変化



▶平成23年3月17日撮影



▶今年2月7日撮影

「奇跡の一本松」の保存にご協力を

岩手県陸前高田市に、7万本の松原からたった一本、大津波に耐えた一本松がありました。震災直後から多くの人々の支えとなったこの松も、大地震による地盤沈下で海水が染み込み、枯死に至りました。

同市では、今後も復興の象徴として後世に受け継ぐために、一本松をモニュメントとして整備することにしています。

この保存事業に賛同される場合は、次のいずれかの方法でご協力をお願いします。

【募金方法】

①口座振込

■岩手銀行 高田支店 普通 2051836
奇跡の一本松保存募金 代表 陸前高田市長 戸羽 太

■ゆうちょ銀行 02290-9-127013
奇跡の一本松保存募金

②現金書留

現金書留で問い合わせ先へ郵送
※送付金額、住所、名前、電話番号を記入した文書を同封してください。

③クレジットカード決済

フェイスブックから「がんばっぺし陸前高田」で検索し、奇跡の一本松保存募金のページで詳細を確認してください。
アドレス:www.facebook.com/RikuzentakataCity
問い合わせ先 陸前高田市都市計画課(〒029-2292岩手県陸前高田市高田町字鳴石42番5号 ☎0192・54・2111)

●イベント紹介●

いのちを守る「防災体験」

とき 24日(日)10時~12時30分
ところ 第二中学校(駐車場あり)
内容 消火訓練、担架作り、車いす体験、各種展示、炊き出しの試食など
※親子で参加できます。
参加費 無料
※希望者は直接会場へ。
問い合わせ先 危機管理室(☎0848・67・6066)

観光写真コンテストの入賞者が決定

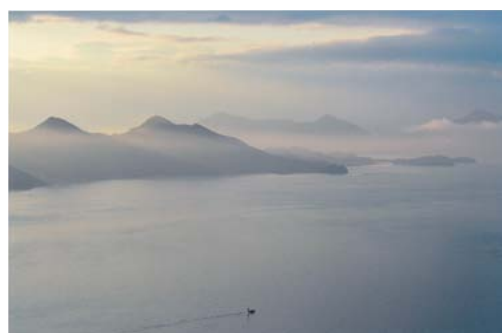
先月13日、第5回観光写真コンテストの公開審査が行われ、入賞者が決定しました。

今年コンテストには、県内外から264人、合計973点の応募がありました。

「三原の四季とうきしろ八景」のテーマのもと、色鮮やかな紅葉や幻想的な海霧の景色、新名所道の駅「みはら神明の里」など三原の魅力が収めた力作の中から、大賞など64点が選ばれました。入賞者は次のとおりです。(敬称略)



大賞・全日本写真連盟賞 「秋の三景園」山縣直幸(広島市)
撮影日 平成24年11月 撮影場所 三景園(本郷町善入寺)



銀賞 「霞む海」
平方和夫(世羅町)



金賞 「群がる鯉」福岡輝治(福山市)



銀賞 「川霧発つ」
神原正臣(沼田東町)



銀賞 「桜の咲く頃」
新原勝彦(大和町)



みはら神明の里賞 「夕景の道の駅」
原 宏(山口県下関市)

入賞作品の展示

入場料 無料

とき 9日(土)~20日(水)10時~18時
ところ 市民ギャラリー(ペアシティ三原西館2階)

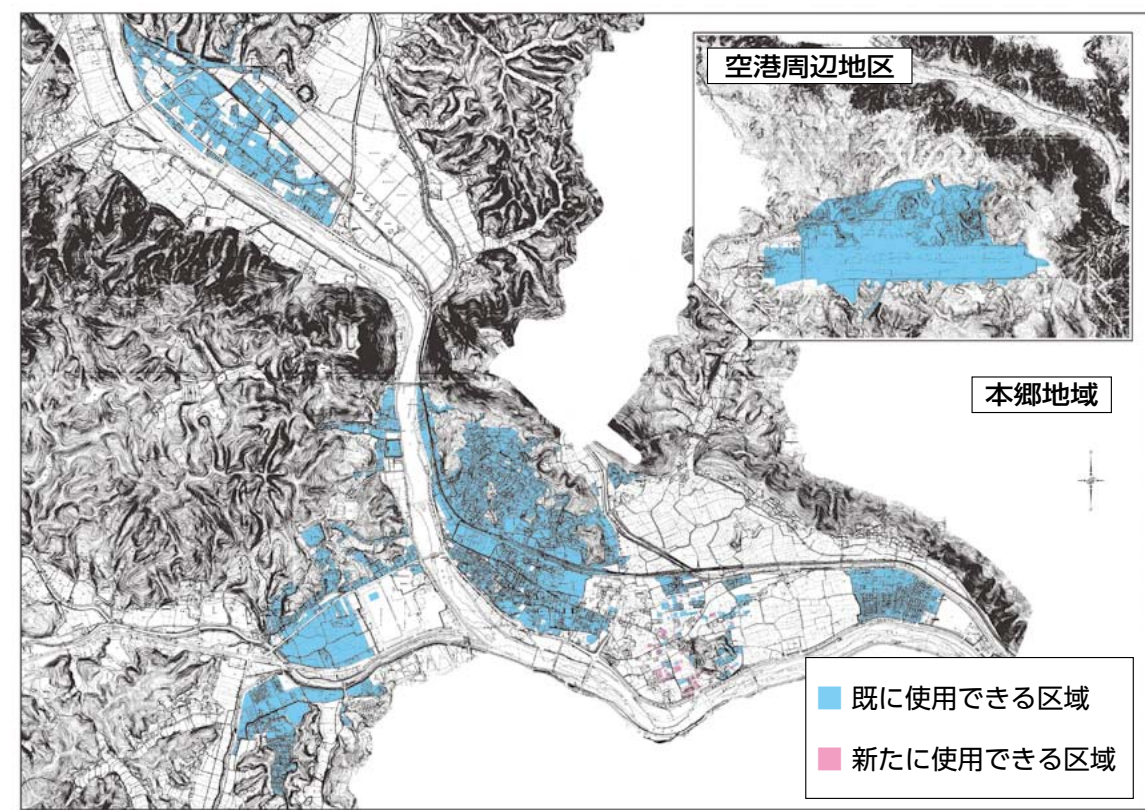
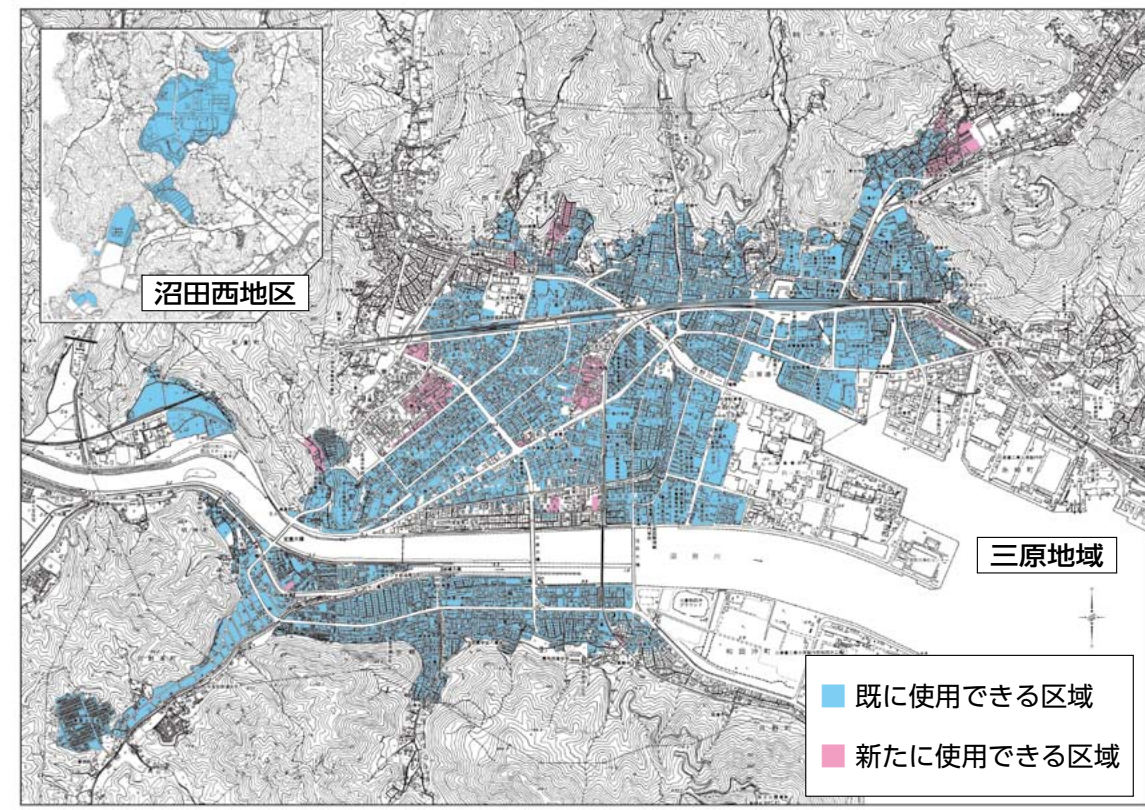
銅賞 II 橋本隆之(福山市)、嶋川運盛(尾道市)、藤原敏明(中之町二丁目)、親本俊弥(新倉二丁目)、西原良典(館町二丁目) 入選 II 上川良樹(幸崎能地七丁目)、門田節登(中之町一丁目)、林和雄(西野三丁目)、法代地 昭年(皆美一丁目)、末田博明(小坂町)、生田正幸(八幡町)ほか14人
佳作 II 河南紀久子(須波西二丁目)、井原昭彦(宗郷二丁目)、丸山恒博(宮沖五丁目)、松浦功(中之町六丁目)、黒杭芳秋(糸崎五丁目)、杉森義人(本郷北三丁目)ほか24人
特別賞・みはら新魅力発見賞 II 前田紀明(木原三丁目)、西垣正明(尾道市)、中山一(久井町)

観光文化課

☎0848・67・6014

公共下水道を利用できる区域が広がります

今月29日(金)から、図の■の区域で新たに公共下水道が使用できるようになります。
また、使用可能区域の中で、公共下水道に接続している世帯は、1月現在で約80%です。まだ接続していない人は、衛生的で快適な暮らしを守るため、公共下水道へ早めに接続しましょう。



●新たに使用可能となる区域(約23ヘクタール、838世帯、1,953人)
中之町一・二丁目、旭町二丁目、館町二丁目、皆美一・五丁目、宮浦四・五丁目、新倉一丁目、西宮一・二丁目、和田二丁目、明神三丁目、本郷南三・四・六丁目のそれぞれ一部地域

下水道課 ☎0848・67・6049 📠0848・64・6057

4月1日(月)～ 停留所以外でも乗降可能に！ 本郷地域のバス路線が変わります

本郷地域のバス路線は、4月1日(月)から次のとおり変わります。また、路線の一部で、停留所以外の場所でも自由に乗り降りができる「フリー乗降」区間を設けます。



運行日 日名内・北方線 月・水・金曜日
花園・平坂線 火・木・土曜日

※各路線とも、一部にフリー乗降区間を設けています。

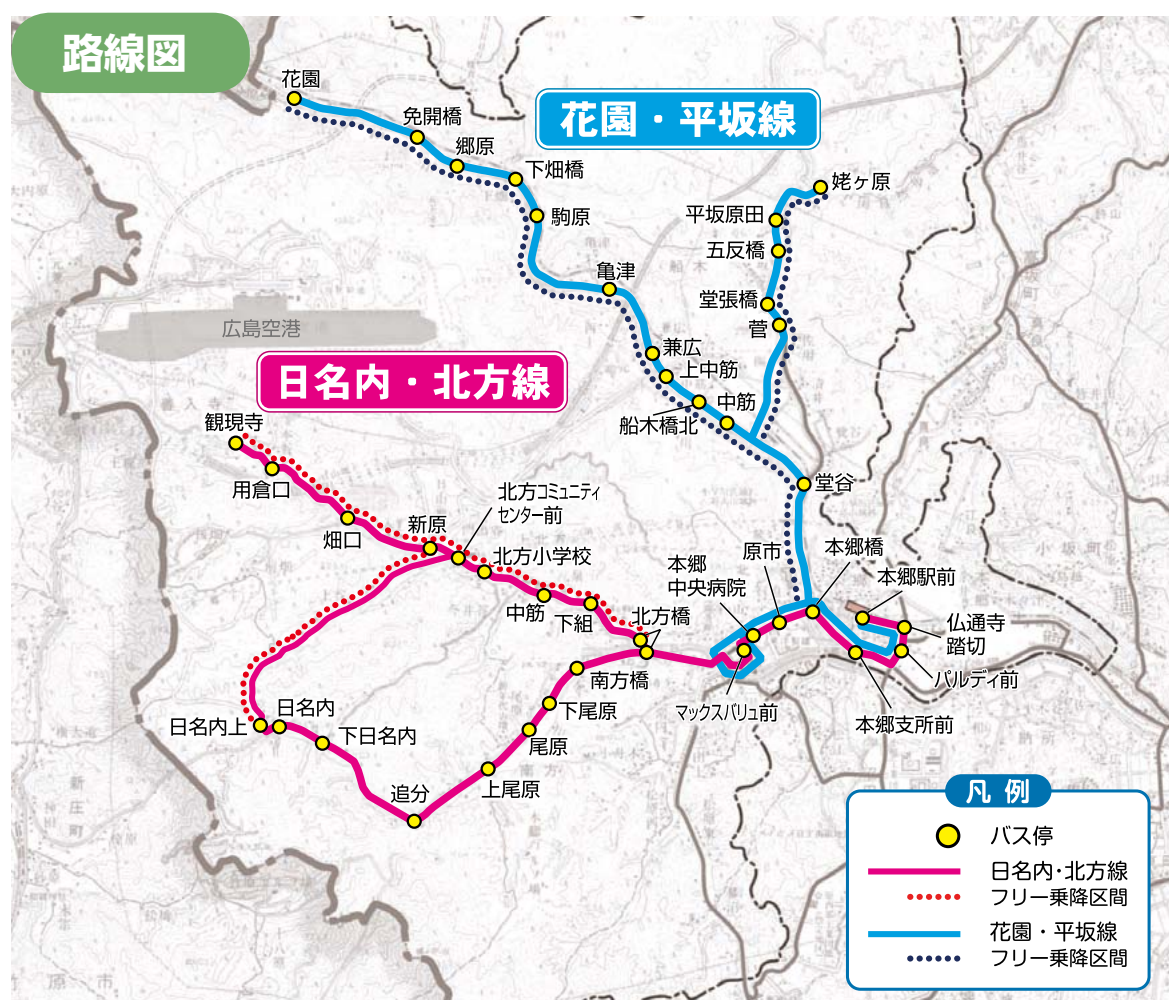
運行回数 各路線とも週3日、1日5便(本郷中心部へのお出掛け3便、帰宅2便)

運賃 各路線とも1乗車200円(大人・子ども同額)

※運賃支払時に、敬老優待乗車証を提示した場合は1乗車100円。障害者優待乗車証を提示した場合は無料。

※対象地域の町内会・自治会には、3月の回覧で時刻表などを配布します。

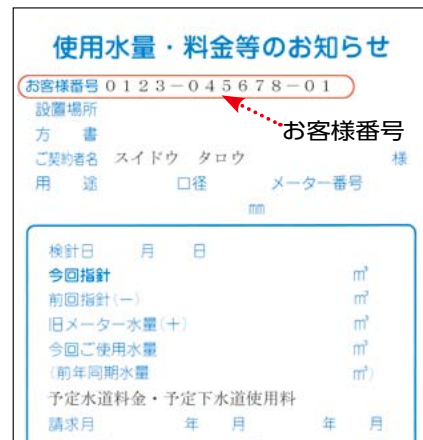
フリー乗降って？
バスの停留所以外の場所でも、路線上の任意の場所で自由に乗り降りができる制度のこと。乗車時にバスに向かって手を挙げて合図をしたり、降車時に押しボタンや口頭などで停車場所を知らせたりします。
※駐停車が禁止されている場所や、停車すると危険な場所での乗降はできません。



問ま方づくり推進課
☎0848・67・6184

引っ越しが決まったら水道部へ届け出を！

☎ 水道部管理課	
☎ 0848・64・2243	
届出内容	届出内容
市内で転居 市外へ転出	お客様番号、現住所、名前、引っ越しの日、引っ越し先の住所、電話番号 ※市内での転居は、引き続き同じ口座での引き落としができます。希望する場合は、手続きの際に申し出てください。
市外から転入	新住所、名前、電話番号、使用を開始する日



引っ越しが決まったら、早めに水道部へ連絡してください。連絡がないと、使用していても基本料金がかります。※市ホームページからも手続きができます。

住民異動などの届け出は忘れずに

就職や転勤など住民異動の多い時期です。住所などを異動したときは、住民異動の手続きに併せて、国民健康保険(国保)や年金などの手続きも必要です。
受付時間 8時30分～17時15分(土・日曜日、祝日を除く)
手続きの方法 本人確認ができる物(運転免許証、パスポート、保険証など)を持参し、市民課、または各支所の地域振興課へ
※同一世帯以外の方が代理人として届け出をする場合には、委任状が必要です。



	届出に必要な物
市外に転出する人	印鑑 国保被保険者証……………国保の加入者 後期高齢者医療被保険者証……………後期高齢者医療保険の加入者 介護保険被保険者証……………65歳以上の人、40歳～64歳で認定を受けている人
市外から転入した人 ※転入した日から14日以内に届け出をしてください。	印鑑 転出証明書……………前住所地の市区町村で発行 住基カード……………前住所地で住基カードの交付を受けている人 (県内から転入)後期高齢者医療被保険者証……………後期高齢者医療保険の加入者 (県外から転入)後期高齢者医療負担区分等証明書……………後期高齢者医療保険の加入者 介護保険受給資格証明書……………要介護の認定を受けている人 年金証書……………年金を受給している人 在留カード(旧外国人登録証)……………外国人住民
市内で転居した人 ※転居した日から14日以内に届け出をしてください。	印鑑 国保被保険者証……………国保の加入者 後期高齢者医療被保険者証……………後期高齢者医療保険の加入者 介護保険被保険者証……………65歳以上の人、40歳～64歳で認定を受けている人 年金証書……………年金を受給している人 住基カード……………住基カードの交付を受けている人 在留カード(旧外国人登録証)……………外国人住民
世帯主の変更 ※変更があった日から14日以内に届け出をしてください。	印鑑 国保被保険者証……………国保の加入世帯

※住民票の写し・印鑑登録証明書・所得証明書などは、自動交付機(市役所本庁北側出入り口)や保健福祉課(サン・シープラザ3階)でも発行しています。なお、自動交付機を利用するには、暗証番号を登録した市民カードが必要です。

☎ 市民課(市役所本庁1階) ☎0848・67・6047、本郷支所地域振興課 ☎0848・86・1111、久井支所地域振興課 ☎0847・32・7111、大和支所地域振興課 ☎0847・33・0222

表1 14日以内に届け出が必要で

	こんなとき	届け出に必要な物
国保に加入するとき	他の市区町村から転入したとき	印鑑、他市区町村の転出証明書
	職場などの健康保険をやめたとき	印鑑、健康保険をやめた証明書
	職場などの健康保険の被扶養者でなくなったとき	印鑑、被扶養者でなくなった証明書
	子どもが生まれたとき	印鑑、母子健康手帳
国保をやめるとき	生活保護を受けなくなったとき	印鑑、生活保護廃止通知書
	他の市区町村へ転出するとき	印鑑、保険証
	職場などの健康保険に加入したとき	印鑑、国保と職場の保険証(職場の保険証が未交付のときは加入した証明書)
	職場などの健康保険の被扶養者になったとき	印鑑、保険証、通帳、喪主が分かる書類
	被保険者が死亡したとき	印鑑、保険証、生活保護決定通知書
その他	転居したとき	
	世帯主が変わったとき	印鑑、保険証
	世帯を分けたり、一緒にしたとき	
	子どもが修学のため、別に住所を定めるとき	印鑑、保険証、在学証明書など
	保険証をなくしたとき、または汚れて使えなくなったとき	印鑑、使えなくなった保険証

※運転免許証など官公庁が発行した写真付き証明書で本人と確認できる場合のみ、保険証を窓口で交付します。それ以外は郵送します。

加入・脱退の手続きは早めに

国保の加入・脱退などの手続きは、世帯主または同じ世帯の世帯員による届け出が必要です。

表1に当てはまるときは、市民課(市振興課で、早めに手続きをしてください。

役所本庁1階)、または各支所の地域振興課で、早めに手続きをしてください。

国保だより



加入者みんな健康を支え合う国保

国民健康保険(国保)は、職場の健康保険などに加入していない74歳までの人が、病やけがをしたとき、安心して医療などを受けるための制度です。

ジェネリック医薬品による医療費削減報告

国保では、ジェネリック(後発)医薬品に切り替えた場合、自己負担の削減額が大きい人へ通知をしています。

●9月分の削減効果
切り替えた人数 2,599人
削減された金額 470万4,984円

自己負担割合1割を延長します

70歳～74歳の人の自己負担割合は、今年4月から2割に変更することになっていましたが、来月3月末まで1割に据え置くことになりました。※現役並み所得者の自己負担割合は3割です。

該当者には、今月下旬に新しい高齢受給者証を送付します。

☎ 保険医療課 ☎0848・67・6050
☎ 税制収納課(保険税の納付について) ☎0848・67・6035
☎ 市民税課(保険税の税額について) ☎0848・67・6031